

定 款

(公財) 酒田市スポーツ協会

公益財団法人 酒田市スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人酒田市スポーツ協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県酒田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、酒田市の「スポーツ振興計画」の主旨を踏まえ、スポーツの振興を通じて市民の健康と体力の向上を図り、明朗でかつ達なスポーツ精神を高揚し、たくましい市民の育成に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の生涯スポーツの普及・振興及び健康維持・増進に関すること
- (2) スポーツ水準の向上を図るとともに各種スポーツ大会等への選手派遣に関すること
- (3) アマチュアスポーツ精神の高揚に関すること
- (4) スポーツ指導者の資質の向上に関すること
- (5) 各種講習会・競技会の開催ならびに援助に関すること
- (6) スポーツについての情報の収集・提供及び調査研究に関すること
- (7) スポーツ施設等の管理運営に関すること
- (8) スポーツについての普及・啓発・指導に関すること
- (9) スポーツについての功労者の表彰に関すること
- (10) その他目的を達するために必要な事業に関すること

2 前項第1号から第9号までの事業は酒田市において行うものとする。

第3章 組 織

(加 盟)

第5条 酒田市を統括するアマチュア競技団体・スポーツを統括する地域スポーツ団体・地域体育団体・スポーツ少年団・学校スポーツ団体・学校体育団体及びこの法人の目的に賛同する者をもって組織する。

2 加盟する場合は所定の手続きを経て、加盟申請書を提出し、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(脱 退)

第6条 この法人からの脱退は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

2 加盟する団体及び個人は、次の各号に掲げる事由によってその資格を喪失する。

(1) 脱退

(2) 加盟団体の解散

3 加盟する団体及び個人として不適当と認めるときは、理事会及び評議員会の議決を経て脱退させることができる。

4 脱退しようとするものは理由書を付して脱退届けを提出しなければならない。この場合理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第7条 加盟する団体及び個人が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の出席者の4分の3の議決を経て会長がこれを除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) 負担金を2年以上滞納したとき。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が修了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員25名以上60名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合は、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨。
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第16条 評議員は無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準
- (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長・常務理事若干名とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
 - 4 役員は、別に定める負担金を毎年納入する。
 - 5 2項及び3項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に修了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事に対してはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197

条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 この法人に、専門の事項を調査審議するため専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に、事務局長その他必要な職員をおく。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 専任職員は有給とする。

5 事務局に関する規程は別に定める。

第11章 名誉会長・顧問及び参与

(名誉会長・顧問及び参与)

第37条 この法人に名誉会長1名、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長であつたもので特に体育、スポーツに功労のあつたものの中から理事会の推薦を得たものを会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の会長・副会長であつたもの、又は体育、スポーツに功労のあつたものの中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 参与は、本会の理事・監事・評議員であつたものの中から理事の推薦を得たものを会長が委嘱する。

5 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じ、また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べることができる。

6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法より行う。

第14章 補 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(県スポーツ協会への加盟)

第44条 本会は、公益財団法人山形県スポーツ協会に加盟するものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。
代表理事（会長） 梁瀬吉弘
- 4 この法人の最初の業務執行理事及び理事・監事は、次に掲げるものとする。
 - ・業務執行理事（副会長） 弦巻 伸、荘司敏博
(副会長兼専務理事) 山岸文章
(常務理事) 柴田俊弥、富樫郁遷、加藤弘良、荒木照夫、宇野直之
 - ・理 事 佐藤精一、伊賀英夫、伊藤育夫、丸藤 亮、菅原 靖、平方孝夫、
遠藤重一、佐々木幸治、大滝賢道、鈴木洋司、藤井文彦、斉藤日出夫、
太田英一
 - ・監 事 庄司 誠、齋藤 亨
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
齋藤喜一、高橋正知、阿部光弘、池田俊悦、齋藤和弘、池田藤悦、本間研志
平野 肇、渡辺一正、竹川孝壯、渡部しん、佐藤完司、土田良男、進藤 晃
笹原徳夫、齊藤安弘、佐藤行伸、加藤光雄、阿部良昭、矢口伸一、斉藤 勝
林 茂、佐藤保雄、北村宇一、土門昌弘、浅野 隆、大崎恵美子、庄司 清
田中愛久、白畑悌輔、石渡伸一、金子 孝、佐藤啓治、星川浩司、佐藤英俊
後藤憲二、鈴木洋司、高橋文利、阿部啓治、大井康之、佐々木良一、地主友
昭、佐藤富造、広川 亮、阿部 實、阿曾 寛、佐藤善浩、鈴木信一、八柳
宏栄、佐藤渉子、川井正喜、徳永 聡、遠藤真介、渡部俊明、土門 敦、三
浦修一、齋藤 勉、土門 満、佐藤喜美男、中條庸右

附則 公益財団法人酒田市体育協会定款（平成30年4月1日）の全部を改正する。

附則 この定款は、令和4年4月1日から施行する。